

監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 600</p> <p style="text-align: center;"><b>グループ監査における特別な考慮事項</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 <u>最終改正</u> 2024年9月26日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第29号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p> <p>《5. グループ監査の基本的な方針及び詳細な監査計画》 (省略)</p>	<p>監査基準報告書 600</p> <p style="text-align: center;"><b>グループ監査における特別な考慮事項</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正</u> 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第29号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p> <p>《5. グループ監査の基本的な方針及び詳細な監査計画》 (省略)</p>

新	旧
<p>《(5) 構成単位の監査人が関与する場合の考慮事項》 (省 略)</p> <p>《⑦ 構成単位の監査人に関するグループ監査人の理解》(第 27 項参照)</p> <p>A69. 監査基準報告書220第17項は、監査責任者に対し、監査業務の内容と状況を考慮して、適用される我が国における職業倫理に関する規定及び監査事務所の関連する方針又は手続を、監査チームの他のメンバーに認識させることに対する責任を負うことを要求している。これには、独立性を含む我が国における職業倫理に関する規定への違反を引き起こす状況に対処するための方針又は手続及び監査チームメンバーが当該違反に気付いた場合の責任が含まれている。構成単位の監査人による独立性に関する規定への違反及びそのような状況においてグループ監査人が関連する職業倫理に関する規定に従って講じる措置についても、監査事務所の方針又は手続が対処している場合がある。さらに、関連する職業倫理に関する規定又は法令は、独立性に関する規定への違反が識別された状況における、ガバナンスに責任を有する者との特定のコミュニケーションを定めている場合がある(監基報260のA31項参照)。</p> <p>(省 略)</p> <p>《14. グループ経営者及びグループ・ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション》 (省 略)</p> <p>《(2) グループ・ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション》(第 57 項参照) (省 略)</p> <p>A164. 監査基準報告書260第15項は、監査人が計画した監査の範囲とその実施時期の概要について、監査役等とコミュニケーションを行うことを要求している。グループ監査の場合、このコミュニケーションは、ガバナンスに責任を有する者がグループ監査人の決定した監査の作業を実施する構成単位(グループの特定の企業又は事業単位を一つの構成単位とするかどうかを含む。)及び計画した構成単位の監査人の関与を理解するのに役立つ。このコミュニケーションはまた、グループ及びグループ環境(第30項参照)、並びに該当する場合にはガバナンスに責任を有する者がグループ監査人に追加手続の実施を要請する領域について、相互理解及び討議を可能にするのに役立つ。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>《(5) 構成単位の監査人が関与する場合の考慮事項》 (省 略)</p> <p>《⑦ 構成単位の監査人に関するグループ監査人の理解》(第 27 項参照)</p> <p>A69. 監査基準報告書220第17項は、監査責任者に対し、監査業務の内容と状況を考慮して、適用される我が国における職業倫理に関する規定及び監査事務所の関連する方針又は手続を、監査チームの他のメンバーに認識させることに対する責任を負うことを要求している。これには、独立性を含む我が国における職業倫理に関する規定への違反を引き起こす状況に対処するための方針又は手続及び監査チームメンバーが当該違反に気付いた場合の責任が含まれている。構成単位の監査人による独立性に関する規定への違反及びそのような状況においてグループ監査人が関連する職業倫理に関する規定に従って講じる措置についても、監査事務所の方針又は手続が対処している場合がある。さらに、関連する職業倫理に関する規定又は法令は、独立性に関する規定への違反が識別された状況における、ガバナンスに責任を有する者との特定のコミュニケーションを定めている場合がある(監基報260のA27項参照)。</p> <p>(省 略)</p> <p>《14. グループ経営者及びグループ・ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション》 (省 略)</p> <p>《(2) グループ・ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション》(第 57 項参照) (省 略)</p> <p>A164. 監査基準報告書260第13項は、監査人が計画した監査の範囲とその実施時期の概要について、監査役等とコミュニケーションを行うことを要求している。グループ監査の場合、このコミュニケーションは、ガバナンスに責任を有する者がグループ監査人の決定した監査の作業を実施する構成単位(グループの特定の企業又は事業単位を一つの構成単位とするかどうかを含む。)及び計画した構成単位の監査人の関与を理解するのに役立つ。このコミュニケーションはまた、グループ及びグループ環境(第30項参照)、並びに該当する場合にはガバナンスに責任を有する者がグループ監査人に追加手続の実施を要請する領域について、相互理解及び討議を可能にするのに役立つ。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:付録3)</li> <li>－ 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) (上記以外の修正箇所)</li> </ul>	<p>・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:付録3)</li> <li>－ 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) (上記以外の修正箇所)</li> </ul>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</li> <li>－ 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（2024年9月26日改正）</li> </ul>	
<p>《付録1 グループ監査人が、グループ財務諸表の監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができない場合における監査報告書の例示》（A45項参照） （省略）</p>	<p>《付録1 グループ監査人が、グループ財務諸表の監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができない場合における監査報告書の例示》（A45項参照） （省略）</p>
<p>《付録2 グループの内部統制システムの理解》（A88項参照） （省略）</p>	<p>《付録2 グループの内部統制システムの理解》（A88項参照） （省略）</p>
<p>《付録3 グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクを生じさせる可能性のある事象又は状況の例》（A112項参照） （省略）</p>	<p>《付録3 グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクを生じさせる可能性のある事象又は状況の例》（A112項参照） （省略）</p>
以上	以上
	以上